

第13回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和元年11月25日(月) 午前9時59分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 委 員 | 霜 鳥 榮 之 |
| 副 委 員 長 | 高 田 保 則 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 委 員 | 渡 部 道 宏 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 〃 | 八 木 清 美 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 関 根 正 明 | 副 議 長 | 堀 川 義 徳 |
|-----|---------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 築 田 和 志 | 主 査 | 齊 木 直 樹 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |

9 件 名

- 1) 第3次妙高市総合計画の審議方法について
- 2) 令和元年第8回妙高市議会定例会の運営について
- 3) 全員協議会報告事項について
- 4) 協議事項
- 5) その他

○委員長（佐藤栄一） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

関根議長。

○議長（関根正明） おはようございます。12月定例会開会もあと1週間余りとなりました。本日は、まず初めに第3次総合計画の審議方法について決定いただきたいと思います。その後、12月定例会の日程等の協議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1) 第3次妙高市総合計画の審議方法について

○委員長（佐藤栄一） それでは、1) 第3次総合計画の審議方法についてを議題とします。

局長説明を願います。

○事務局長（築田和志） おはようございます。それではお手元の資料①というところで、1) 第3次妙高市総合計画の審議方法についてという資料、表裏ございますがそちらのほうを見ながらお願いいたします。

このたびの定例会の議案の案件の中に議案第 85 号として第 3 次妙高市総合計画の策定について提案されることとなっております。つきましては、その審議方法について御協議いただきたいものです。まず、お手元の 1 枚ものの①資料をごらんください。

前回の第 2 次総合計画の審議は、平成 27 年 2 月に臨時会を開会しております。その時は総合計画震災特別委員会を設置しまして、総括質疑なしで付託しております。流れといたしましては、本会議を休憩し、特別委員会を開催、そして再度本会議を開催し、委員長報告、討論、採決という流れで特別委員会を廃止しております。

委員長には副議長、副委員長には総文委員長ということでした。出席要求者は記載のとおりでございますのでご確認ください。次に下段の四角枠でございます。2 つあるんですけども、1 つ目の四角枠では、会議規則第 37 条を掲載しました。そこには、常任委員会または、議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができるというふうに規定されております。また、議会運営マニュアルでは、その下ですね、原則として所管委員会に付託するのが例であるとしておりますが、定例会において委員会付託を省略し、ただちに採決即決すべき議案の区分につきましては、議運において決定することが例とされております。裏面をごらんください。

一番最初に米印で書いてありますが、1 つの議案を分割付託するということではできないというのが行政実例で示されております。つまり第 3 次総合計画の場合は、全ての課全ての委員会に跨っておりますので、そういった分割は出来ないよという言い方になっております。ということで、3 常任委員会へ分割付託する方法につきましては、慎重に考えていく必要があると考えております。下の四角枠ですが、3 つ案を提示させていただきました。まず、1 番目が特別委員会に付託するという流れのものでございます。次に 2 番が総括質疑で集中審議を行い即決する方法ということでございます。ただし、この場合について、日程、日取りについては別途検討する必要があるというものでございます。3 番目でございますが、これにつきましては、企画政策課が第 3 次総合計画を取りまとめている所管課ということですので、総文に付託し本会議で委員長報告、そして質疑、採決という流れのものでございます。3 番については、難しい流れなのかなと思っておりますが、この 3 つを提示しておりますので御検討いただきたいと思っております。なお、最後に 1 つ付け加えさせていただきますと、前回の 5 年前の第 2 次総合計画の時と今回の第 3 次総合計画の流れの違いについては、皆様御承知のとおり、今回の 3 次総合計画につきましては 9 月 25 日に事前に資料を配付させていただいており、その上で説明会を開催しております。そして、約 1 週間を置いて 10 月 1 日に意見交換会を開催し、その意見を反映してきたというところでございます。5 年前の第 2 次総合計画の時には、その時間がなく皆様方に資料をお渡ししすぐ議会に入ったというところで、その点が前回と今回の違う点でございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま局長より、前の審議の方法それからこれからの審議の仕方について説明がありました。各委員の皆さんから御意見を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） なかなか難しい問題だと思うんですが、前回のことについてですね、もうちょっと具体的に例えば質問の仕方とか、日程とか日程どんなふうにしたとか、どのくらいかかったとかそこら辺のところちょっと教えていただければと思うんですが。

○委員長（佐藤栄一） 時間は結構かかった思いがあります。ここにも書いてあるとおり、審査の範囲というものを区切って事前に通告してやってきました。ですからかなりのボリュームが出てきたと思っております。委員長が副議長ということで、議長を除く特別委員会を設置してやっているということですので、臨時会だとそれは非常に簡単にできたというか、1 番頭に特別委員会設置を議決して、休憩して特別委員会をつくって、そこで審議して、終わったら

本会議でもう1回委員長報告して本会議で特別委員会の解散という流れでやったんですけどね。

〔「臨時会でやったんですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 臨時会なんですよ。だから定例会でやるのは今回が初めてなんで、これがパターンになっていくと思うんで。

天野委員。

○天野委員（天野京子） おはようございます。私今回その初めてのああいう大きな取り組みだったんですけど、全員が発言したと思います。いろんな質疑の中で、言いたいことが全部言えたわけではないと思いますけどそれでも皆さんの思いはあそこで吐き出されていたとしたら、2番、3番はちょっと厳しいのかなと思っていて、せっかく1番の案の総合計画審査特別委員会が発足していくのであれば、そこでしっかり詰めたものが提出されるのが1番いいのかなと思います。ただ、そこでも討論できるわけですからさらに言いたいことがあれば挙手できるということではいかがかなという意見です。以上です。

○委員長（佐藤栄一） この討論というのは、賛成、反対の討論です。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 特別委員会を設置してっていうのは、設置してその中身の関係がね、審議する手順の関係が特別委員会を設置すると変わってくるんですよ。で、1ページに書いてあるみたいに特別委員会になって通告順というのはみんなそれに対して通告して、今ここでやってる総括質疑と一般質問と同じようなもので、通告しといてそれについて審議していくという、これだとかなり時間かかくなって私は思うんですね。特別委員会を設置する手順の問題もあったりするんで、私は一層本会議の関係でいっから説明は受けてるとは言うものの、改めて皆さんまたそれぞれに発言したいということになれば、それこそ集中審議の中で自由に質疑ができるというパターンをつくって、そこでもって採決に持って行くという形が形としてはそのほうがスムーズにいくのかなというふうに思うんです。やり方の中では整理するという意味では例えばの話、今回のどこまでってのは、私もちょっとこれ見た時あれなんですけど、特別委員会設置しても①、②、③、④というような形になってますけども、それなりきに分けて集中審議やっていくってことも1つの方法なのかなと思ったりもするんですけど、それは皆さんとまた相談の上かなというふうに思います。項目分けるのが果たしていいのかなどうか。ただども、効率的っていうことになるとそのほうがいいのかな。ただトータルでいくと時間かかるかなというふうに思ったりもします。

○委員長（佐藤栄一） ほかに御意見ございませんか。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 前はそういうことで特別委員会、これは通告順ということで通告した委員しか意見交換が出来ないという限定的なものだということで、前回説明会あったああいうふうには、ざっくりばらんな形にはならないというのはこの特別委員会なんです。そういうことで、ある程度範囲が狭められてると言いますか、そういうことも考えられますので今回は事前に意見交換してますので今回集中審議ということで私はやられたほうがいいんじゃないかと。本人が例えば私が質問しても関連で質疑もできるわけですよ。特別委員会だと通告ですから、関連で質疑できないということで、そういう制限もありますのでね、私は特別委員会じゃなくて集中審議。会期の関係もありますけども、私はね、せっかく重要な議題でありますので、時間をかけてある程度時間を取れる日程で最終日1つ時間かけてゆっくりやって後、慰労するってことでいいんじゃないかと。それは冗談として、そういうような形で最終日に時間をかけてゆっくり、ざっくりばらんな意見交換をしたほうがいいということで、その上で議案の賛否を取ることがベターじゃないかというふうに私は考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員

○小嶋委員（小嶋正彰） 提案説明は、どの程度のレベルやるんですかね。全体とまた説明するわけじゃなくて、普通どおり、計画書を全部説明しない。お手元の配付のとおりですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○小嶋委員（小嶋正彰） なるほどね、やっぱり意見交換じゃなくて審議ですので、やっぱり視点が違うはずですし、一緒だというと事前審査じゃないかというふうだね、でなかったかと言われちゃいますので、これあくまで審査。ということですので、やっぱりここにあるような通告をしてですね、当局のほうも準備をしてもらってそして議論するという流れがより議論が深まるのではないかなというふうには私を考えます。従いまして、一番ですかね、このような形がいいのではないかというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） 意見が2つに分かれてますが、もう少し議論をさせていただきたいと思います。ただ、日程的に特別委員会を開催する日が取れるかというのが1つ問題もあります。ちょっと市長の関係で日を伸ばしていつてぎりぎりの日程になっているもので、ほかの日に特別委員会は厳しいかなど。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 前回2月16日に臨時会というようなことで、これだけの案件で臨時会を開いたんでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） そうです。これだけ。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今回は、定例会の中でやるというのは何か特別理由があるんでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 1つは、前は2月ということで遅れていたと。これは出来たんで定例会の中でやろうということではないかと推測します。

局長。

○事務局長（築田和志） この理由というのはちょっと説明難しいんですけども、今年の春に入る前から12月の議会ということで、執行部側は年間のスケジュールを決めて作成してきたという内容でございます。

○委員長（佐藤栄一） いかがでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時28分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。ただいま皆様方の意見を聞いたところ、総括質疑で最終日行うということでもございました。そのように進めることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） そのようにお願いしたいと思います。ここで若干休憩を取らせてください。事務局がそれに合わせたきょうの会議の日程をつくらなきゃいけないので。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時00分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を再開します。

2) 令和元年第8回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（佐藤栄一） 2) 令和元年第8回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について及び②会期日割りについて一括して説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） 大変お待たせいたしました。それではお手元の資料につきまして、説明させていただきます。①会期について及び②会期日割りについてです。最初に別添4ページをごらんください。

付議予定案件となっておりますが、そちらをごらんください。今定例会に上程される案件でございます。まず、条例関係は8件ございます。議案第75号から82号まで説明いたします。手短かに説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

議案第75号妙高市の組織及び任務に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらは総務課所管です。第3次総合計画の推進に向けて地域コミュニティや移住定住など一体的に取り組むほか、スマートシティ妙高推進に向けて必要な組織及び任務の見直しを行うためいわゆる、組織上課の新設を行うための条例改正するものでございます。

続きまして議案大76号妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例議定について、同じく総務課所管です。こちらは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、大もとの条例となる会計年度任用職員制度についての条例が、9月に改正されたことにより8つの関連する条例を改正するものでございます。条例名は1つ目は妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、2つ目は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、3つ目は職員の懲戒手続き及び効果に関する条例、4つ目は妙高市公営法人等への職員の派遣等に関する条例、5つ目は妙高市職員の育児休業等に関する条例、6つ目は妙高市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、7つ目ですが特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、8つ目は妙高市職員の退職手当に関する条例、以上関係条例8件でございます。次に議案第77号妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらも総務課所管でございます。

これは人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に準じて、若年層職員を重点的に給与の引き上げを図るほか、家賃額の調整など地方公務員法の改正による引用条項の整理を行うための条例の一部改正を行うものでございます。

次の議案第78号です。妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定については、これも総務課所管です。これは成年被後見人等の権利の制限について見直されたことにより地方公務員法が改正されたため、引用条項の整理を行うための条例改正をするものです。

次に議案第79号です。妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらも総務課所管です。災害弔慰金の支給に関する法律の一部が改正されたことに伴い、償還金支払い猶予や償還免除などの要件変更を行うため条例改正を行うものでございます。

議案第80号でございます。妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について、これはこども教育課所管です。国により児童福祉法が改正されたことにより引用条項が変更されたことで条例改正を行うものです。

次に議案第81号です。妙高市宮高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定について、こちらは観光商工課所管です。内容は高谷池ヒュッテの増築工事が完了し、利用者の滞在環境の向上が図られたというに伴い、今まで同様の相部屋料金が約30%増額したことに伴うものや新たに2人部屋、それから3人から6人部屋というのも増設されました。そういったことによる料金設定をしたいため、条例改正をするものです。

次に議案第82号妙高市ガス供給条例の一部を改正する条例議定について、こちらはガス上下水道局所管

です。内容は令和2年4月から原料ガス価格が改定となるため、基準単価料金を改定したいものです。なお、改定しますが算定結果としてはガス料金は変更とならないものでございます。

次に事件議決は5件ございます。議案第83号から87号まで説明いたします。議案第83号字の変更についてこちらは総務課所管です。場所は坂口新田区域内の県営農地の環境整備事業に伴い、整備区画内の字を変更したいものでございます。場所については、とまとの付近だというふうに聞いております。

議案第84号につきましては、工事請負変更契約の締結について（防災行政無線等デジタル化工事）は総務課所管です。防災行政無線等の情報伝達力の強化を図るためシステムを追加したものや個別受信用屋外アンテナの設置数及び戸別受信機の台数見直しに伴う変更契約の締結を行いたいというものでございます。

次に議案第85号です。第3次総合計画の変更について企画政策課所管です。先ほど議論いただいた内容のものでございます。第3次総合計画案について議決を求めるものでございます。

議案第86号です。新市建設計画の変更について、こちらの企画政策課所管です。合併特例債の発行期限が令和元年までだったものが、令和6年まで5年間延長されたことに伴い第3次総合計画との整合性を図るため新市建設計画を変更したいものということでございます。

次に議案第87号市道の認定について、こちらは建設課所管です。場所は月岡地内における宅地造成に伴い整備された1路線を認定したいものです。新しい保育園のすぐ横あたりだと聞いております。

次に組合関係は2件でございます。議案第88号及び89号です。議案第88号新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてこちらは総務課所管となります。内容は新発田地域老人保険事務組合が脱退するということから規約変更を行うものでございます。次に議案第89号です。新潟県上越地域消防事務組合規約の変更についてこちらは総務課所管です。内容は消防本部が北城町から大字藤野新田に移動するということから住所変更で規約を変更するものでございます。

次に指定管理者関係は2件でございます。議案第90号及び91号です。まず、議案90号指定管理者について、こちらは農林課所管です。内容は長沢茶屋の指定管理期間が年明けの3月31日に期限を迎えることから、指定についての議決を求めるものでございます。次の議案第91号でございます。指定管理者の指定について（妙高市宮高谷池ヒュッテ及び妙高市宮高谷池野営場）ですね。こちらの所管は観光商工課となります。こちらは年明けの令和2年4月1日から指定管理者による管理としたいため議決を求めるものとなっております。

次に補正予算関係です。議案第92号から議案第99号までとなります。まず議案第92号です。一般会計補正予算（第6号）はまずマイナンバーカードの普及促進にかかる経費や人事院勧告に準じた職員や特別職の手当関係の改訂、それから台風19号災害にかかる手当や公共施設の復旧経費、今年の夏の高温による農作物被害に対する支援費用、及び都市計画用途地域等の見直し、及び新図書館の整備計画策定にかかる費用を補正したいものということでございます。

次に議案第93号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は県交付金の精算返納ということになります。

次の議案第94号です。後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は国庫補助で実施したシステム改修等における事業の精算返納となります。

次の議案第95号です。介護保険特別会計補正予算（第2号）は、人事院勧告に伴う人件費の変更による補正を求めるものでございます。

次の議案第96号です。96号から98号までのそれぞれの事業会計の補正予算第1号は、いずれも人事異

動に伴う人件費の補正を求めるものでございます。

次に議案第 99 号です。簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、公営企業法の会計基準が変更されまして、今まで特別会計だったものが、これからは企業会計となったことに伴い、今回のみ消費税を計上する必要があるため、その分の補正を求めるものでございます。

次に最後ですが、人事案件は 2 件でございます。議案第 100 号妙高市農業委員会委員の任命同意については、これは総務課所管となります。本年 9 月 10 付けを持って農業委員会委員の 1 名の方が一身上の都合により辞任したことにより後任の委員について議会の同意を求めるものでございます。

もう一つは、諮問第 1 号です。諮問第 1 号につきましては人権擁護委員候補者推薦に対する意見で市民税務課所管です。年明けの 3 月 31 日で任期満了となる竹内委員の後任委員について議会の意見を求める諮問という内容でございますが、引き続き竹内委員をお願いをしたいという内容でございます。

以上が今定例会の付議予定案件でございます。

申し訳ございません。レジメ 1 ページに戻っていただきたいと思えます。上段①の会期について説明いたします。告示が 11 月 24 日でございます。招集は 12 月 2 日でございます。付議予定案件は、ただいま説明したとおり全部で 26 件でございます。これらの審議のため本会議 4 日間、委員会 3 日とその間休会を含めて合計 19 日が必要であります。会期は 12 月 2 日から、12 月 20 日までの 19 日間としたいものでございます。

次にこの会期 19 日間を前提とした②会期日割りについてでございます。7 ページでしょうか。日割り表案をごらんください。12 月 2 日は、初日ですが 10 時開会でございます。まずその前に、全員協議会を開催いたします。なお、全員協議会の開始時間は先に皆様方に通知させていただいたとおり、12 月 2 日の午前 9 時 30 分からこの場所で開会させていただきたいと思えます。本会議は、市長からの招集の挨拶がありまして、その後第 3 次総合計画の策定についてを除いた議案の提案説明、それに対する 3 回以内の総括質疑、その後委員会付託または委員会付託せず即決という内容になります。

次に 12 月 5 日、6 日は 10 時より一般質問でございます。その次の 13 日、土日ははさみまして、火曜日の 17 日、18 日は委員会日でございます。各委員会順は既に前回の会議で内定済ですが、この後また確定ということで御確認をいただきたいと思えます。次に最終日の 20 日についてでございます。開始時間は 10 時でございます。

各委員長報告、質疑後、討論、採決となります。その後先ほど御議論いただきました議案第 85 号第 3 次総合計画の策定について市長より提案説明を受け、即決のため回数制限なし、所管も制限なしということで質疑、討論を行っていただき、採決ということになります。またその後の人事案件は最終日ということで先ほどの説明のとおり 2 件ございますが、農業委員会の任命同意については無記名投票を行った上採決となりますし、もう 1 つの人事案件も慣例により即決となります。欄外には、記載のとおり一般質問締切は、初日 3 日前ということで 11 月 27 日の月曜日正午ということになるかと思います。以上レジメ 1 ページの①、②について御説明させていただきました。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明ありましたが、11 月 24 日告示、12 月 2 日招集、付議予定案件は 26 件、この審議のために合計 19 日間を要するという会で会期 12 月 2 日から 12 月 20 日までの 19 日としたいものであります。19 日間の会期を前提とした日割りについては別紙のとおり説明がありました。1 の会期並びに、②の会期日割りについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） お諮りします。①会期、②日割りについては、ただいまの説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、会期並びに日割りについては決定しました。

次に、日割りのうち委員会審査の順番について前回の会議では、13日は産業経済委員会、17日は総務文教委員会、18日は建設厚生委員会ということで内定していますが、これで決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、委員会日程についてはこのように決定されました。

次に一般質問の通告締め切りが11月27日正午で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定します。なお、一般質問の日程割りについては、原則として通告順ということになりますので議会運営委員会を開催せず、委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、質問の割り振りについてはこのように取り扱います。

次に③議事日程案について事務局の説明をお願いします。

局長。

○事務局長（築田和志） 大変申し訳ございません。③議事日程案の説明の前に、資料の訂正を1つよろしく願いいたします。9ページをごらんください。1番下の日程第4号「12/20」というところで13時本会議最終日となっておりますが、これは10時本会議の間違いでございますので訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは③議事日程（案）について御説明させていただきます。レジメにつきましては、8ページ、9ページをごらんください。議事日程第1号は、12月2日10時からですが、日程第1から第3につきましては記載のとおりでございます。第4は、閉会中における委員会調査報告であり各委員長報告となります。次に日程第5から第11まではいずれも市長の提案説明、所管委員会以外の議案ごとに3回までの総括質疑、その後委員会へ付託となります。日程は、所管委員会ごとにまとめてございます。第5につきましては、組合関係として議案第88、89号の2件で総務文教委員会へ付託となります。第6は、事件議決といたしまして議案第83号から86号の3件でこちらも総務文教委員会へ付託ということになります。第7でございます。議案第87号の事件議決1件です。こちらは建設厚生委員会へ付託となります。第8は議案第75号から第80号までの6件でございます。こちらも総務文教委員会へ付託となります。10ページをごらんください。第9は、議案第81号と82号の2件でございます。こちらは産業経済委員会への付託となります。第10につきましては、議案第90号と議案第91号の2件でございます。こちらは、指定管理者の指定となります。次の第11は、議案第92号から99号まで補正予算の8件でございます。一般会計ではそれぞれ3委員会へ分割して付託されることとなります。特別会計につきましては、所管委員会へ付託となります。続きまして日程第2号、12月5日こちらは本会議一般質問でございます。続いて日程第3号、12月6日引き続き本会議一般質問でございます。なお、一般質問の通告人数によっては、この日は休会になりますし、なくなる可能性があります。また、質問の割り振りにつきましては先ほど委員長に一任されたものでござ

います。続いて日程だい4号、12月20日本会議最終日ですが、付託案件につきましては各委員長の報告、質疑、討論、採決となります。次に先ほどの内容のとおり議案第85号、第3次総合計画の案の策定について議案上程をいたします。最終日の即決ということで、委員会制限なし、質疑回数制限なしで質疑、討論後に、起立採決となります。次に人事案件ですが、提案質疑ののち、農業委員会委員は無記名投票となります。人権擁護委員推薦議案は簡易採決により表決をすることとなります。最後に議会選第7号につきましては、議会提案となり過去の例を見ますと指名推選となろうかと思えます。指名推選ですが、この場合は事前に選挙管理委員会から示される候補者につきまして、全員協議会でお諮りし、そこで承認されたとなると投票方法ではなく、本会議場で指名推選の方法を過去はとってきております。以上、③議事日程を説明いたしました。

○委員長（佐藤栄一） 局長、日程第10付託先は産経でよろしいですかね。

○事務局長（築田和志） 申し訳ございません。産業経済委員会ということでお願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） ただいま③議事日程について説明がありましたが、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それでは③議事日程全体については、このように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、③議事日程についてはこのように決定されました。

次に④から⑥まで事務局より説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） それでは④から⑥までを説明させていただきます。本日現在ですが、④でございますが、追加予定議案は今のところございません。そして⑤でございますが、請願と陳情ということで請願は見込みといたしまして、まだ今現在出てはおらないんですけども、免税経路関係ということで1件提出される予定となっております。

それから⑥番の要請受付状況でございますが、いまのところありません、ただ、お願いということでまた後程御説明させていただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） ⑤の請願、陳情にはちょっと予定がありそうだということでございます。これらについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、今後本会議3日前までに請願等が提出されたものがあつた場合は、議運開催の時間がないので、その付託先などその取扱いを初日の全協にて議長より報告するというようにさせていただきたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

3) 全員協議会報告事項について

○委員長（佐藤栄一） 次に3) 全員協議会報告事項について説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） それでは①議会側全員協議会を12月2日本会議開始前にこの委員会室にて開催させていただきたいと思えます。本日の議運の協議結果、それから各種事務連絡について報告をさせていただ

きます。開始時間につきましては先ほど説明させていただいたとおり午前9時30分から委員会室ということになります。

内容につきましては、ほかには選挙管理委員会委員とそれから同補充員の選挙、人選結果報告について、それから各種事務連絡について、そして議会運営委員会の協議結果についてということになります。②といたしまして、執行部側全員協議会につきましては、12月2日本会議終了後、初日ですが議場におきまして第8次行政改革大綱について総務課から報告がございます。そしてその後引き続きでございますが、妙高市立地適正化計画についてこちらは建設課より説明があります。また、最終日になりますが本会議終了後、妙高市地域公共交通網計画についてということで、環境生活課から報告がございます。いずれも今の段階では資料が出ておりませんが、それまでには資料をまとめて皆様方に事前に配付するという予定になっておるといっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明がありましたが、何かございますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 執行部側の説明と言いますか、提案の中で行革大綱、立地適正化計画、それから20日の公共交通網のいずれも非常に大事なやつですし、初めて見る計画というのもありますので資料配付についてはですね、できるだけ早くと思ってるんですが、今のところの予定はどうでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） 執行部側からの説明ですと水曜日ころになりそうだということで、あさってということになるかと思います。

○委員長（佐藤栄一） よろしいですか。ほかにございませんか。なければこのようにお願いしたいと思います。

4) 協議事項

○委員長（佐藤栄一） 次に4) 協議事項について、本日はレジメに記載の4項目について協議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最初に①議会運営委員会小委員会の協議結果について、これは私のほうから説明させていただきたいと思っております。もう一枚別の横の用紙がいつてると思っております。議会改革に係る提案一覧ということでございます。これにつきましては、先般の議会運営委員会で小委員会を設けてこれらについて議論してほしいということでございました。小委員会を3回開かせていただきまして、議論した結果を申し上げさせていただきます。一番右端の検討結果でございます。2の1、それから2の2もそうですが、スペース的に非常に厳しいという結論に達したところでございます。それから3の②、これはNo.3の①のとおりということでございます。その上の欄ですね。それと6の1、これにつきましては今のマニュアルとおりにすることで意見一致しました。それから7の件につきましては既に実施をしているということでございます。それから12番につきましては、これは議会局ということでございますが、継続審議とするということになりました。15番につきましては、今後の議会改革の中で検討していくということでございます。16番はいいんですね。17番これは、議会に出やすい環境づくりの一環として、検討すると。続きまして後は、みんな終わってるんですね。ここまででいいんですね。網線掛けたとこ、もう終わってることだからいいんだよね。以上までが小委員会での取りまとめでございます。また、みなさんのご承諾いただければ、全協にこの件を諮っていききたいということでございます。簡単な説明で申し訳ございませんが、議論は十分さ

せていただきました。よろしいでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） すみません。私も小委員会のメンバーで十分議論してきたつもりでおるんですけども、1点だけ今回の条例に課の新設がありますよね。この流れから言うと地域づくりだとかそういうことですので、総文かなど。移住定住は建設厚生ですけども。委員会の構成についてはですね、この議会改革の中でも色々話が出て来てるわけですけども、これ多分この議決になれば次に委員会条例の改正が出て来ると思うんですけども、それは3月ぐらいにやらなきゃいけないのかなと思いますけれども、2年かけてということで結論ではそうなってるんですけども、そういった大きな動きもありますので、できればそういったことは早く取り組んでいくべきかなというのを追加させていただければと思います。

○委員長（佐藤栄一） 16番のことですかね。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） わかりました。ほかになければ、このように報告させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

次に②妙高市議会の議会運営に関する対応について、前回の会議でお知らせしました件ですが、本日意見交換を行い結論が出せれば出し、出せなければ次回に持ち越したいということでみなさんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。今私の説明した裏です。前回は配付させていただいたものです。市長のほうからお願いという形で来ているものです。1点目各委員会への付託案件の審査等における副市長の出席について、まずこれについて皆さんのほうから御意見いただければと思うんですが、個人の意見でもいいですし、これからまた会派でしっかり揉んでみたいということになれば先送りということも考えますが、とりあえず皆さんの御意見をお聞かせいただければと思います。

渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 今回副市長ということでございますが、各常任委員会において今ほど市長から直接御回答を求めると、回答を求めたとしても最終的に議決の場というか全体会の中でまたはっきりと発言していただく場もございますので市長大変公務多忙でらっしゃるようでなかなか常任委員会のほうに出ていただけないということもございますので、これは副市長でもよろしいのではないかと私は思います。

○委員長（佐藤栄一） ほかに御意見ございますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今基本的にはそれでいいと思うんですけども、所管委員会以外の場合については、市長に質疑する機会というのは本会議で提案があった時に3回ということに限られるわけですよ。一般質問だとかそういうのをすればまた別ですけど、そうすると条例だとか議案になってるやつは質疑できないということもありますので、本会議場においてですね、所管委員以外が市長に聞きたいという部分についてもですね、発言の機会はあるのかな形ですね、補償すべきではないのかなとその上でこの提案についてはこれもいいのかなというふうに思ってます。

○委員長（佐藤栄一） 提案理由の説明の後の…。

〔「3回ですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 3回です。

〔「そこに限られるわけですよ。市長に質疑することになるというと。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） あわせて3回すれば、委員会で委員外議員の質疑としてできる。

〔「それも3回」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 3回です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） これは所管以外の方が発言できる場ですよ。委員会制ということを考えていくと、ある程度制限はやむを得ないかと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御意見として伺っておきます。ほかにございますか。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 今までの委員会の状態を見れば、市長が答弁するというのはなかなか機会が少ないというのが現実だと思っていて、この副市長でということもやむを得ないかなと思うんですが、委員会の中で市長への質疑というのは、委員会の最終結論と言いますかね、議会に対しての最終的な考え方は市長に求められるということが一般的だと思うんですが、副市長になった場合これがどこまでできるか。市長に聞かないとわからないとか、ということでは副市長がでていても全てそういう答弁になると、ちょっと委員会の審議方法ではまずいわけなんで、その辺のなんて言いますか、最終結論はこうであるというような考え方でやっていただかないと課長答弁もそうですし、副市長でもそうです。最終的に結論出すのは市長ですよ。その辺の考え方をどのくらい副市長がお持ちなのか。それも確認したほうがいいと思いますので、委員が質問してもこれは市長に聞かないとわからないというような答弁では困るわけなんで、その辺のなんて言いますか、審議方法をきちっと踏まえた中で副市長の出席は私はいいいと思います。

○委員長（佐藤栄一） ほかにございませんか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この中身でいくとね、もう委員会出席はもう市長じゃなくて副市長だという決め事なんだよね。けども、前段の理由というかね、それを見ると結局急遽云々という形になって副市長が出席、それから完全に副市長という形になってくるとね、議会日程の調整なんかだまってまるっきり変わってくる形になるんですよ。だからそこまで見た中でなんですが、今高田委員が言われたみたいに私は原則市長だよと。ただ、そういう事情があるときには、副市長でもいいよと。こういう立場でもっていきいたいと思うんですけどね。

○委員長（佐藤栄一） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 実はここにも記載されてますけど、私の委員会の時にですね、副市長に急遽変わったという経過があるわけでありまして。今霜鳥委員が言われたようにそこは柔軟にですね、経過の中では日程を変えてですね、市長に合わせてやったという経過もありますよね。私らのときは柔軟にそこはやらざるを得ない。こういうことは突発で出るから、こういうことになって来てるわけで、私は従来の形の中でそこは臨機応変に改めてそこを変える必要はないんじゃないかと。霜鳥委員と一緒にそんなふうに思ってます。

○委員長（佐藤栄一） ほかに御意見ございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時59分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。

2 番目の議員個人への資料提供について皆さん方の御意見をお聞きしたいと思います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私も議論を深めるために一般質問なんかで資料をお願いしてます。それは数字に間違いがないかとか、あるいは公表されてる資料の中でこっちの持つてる資料と当局の資料との突合せとかね、そういう意味で間違いないように、また、議論が深まるようにということであえて資料請求をさせていただいております。それは確かに個人、自分のやり方でやってますのでこういう様式が決まるのであればそれに越したことはないなというふうに思ってます。

○委員長（佐藤栄一） ほかによろしいですか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 様式それぞれだったんで、ばらばらだったんでそれに共通の様式をもってというのはそれは別にいいと思います。議会事務局を通じてってこれは確かね、かなり前に資料請求は議会事務局を通じてという形だったんだけど、その辺のところがいづのころからか直接所管課へ行っただとやってたんだけど、ここにマニュアルへの追加と書いてあるから、そうなるかとやるんだたらきちんとした対応せんきゃならんあと。資料請求そのものは全て議会事務局に出して、それからそれぞれの所管課に流れて行くというこういう形になると思うんですよね。そういったときに私たちもそうなんだけど、一般質問で聞き取りやってどうのこうのやったりしたときに、やっぱり所管課行って話をしないと文書でもってどこまで細かく書いてどうするこうするっていう話になるから、その辺は議会事務局ともね、その辺のところを相談しながらだと思うんですけども、あまりしち面倒くさいことにはしてもらいたくないなというのがあります。

○委員長（佐藤栄一） 基本的には同じ方式で質問していったほうが執行部側もわかりやすい。また議会事務局も対応できるということがあるので、この件については議長と事務局と執行部側ですり合わせて一旦こういうたたき台をつくっていただいた中で議運で検討するというのでいかがでしょうか。

〔「そうだね、それでいいね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 様式とそれから流れですね。例えば、あんまり急に出しても当局のほうで待ってくださいとか、出せませんというのもあるからそこまで決められるのかわかりませんが、多少余裕持ちながらいつ頃までに出してくださいとか、こんな形で出してくださいというのをやってください。それから基本的にはここに書いてある、できる限り提供する方向でというのはね、これは守っていただきたいと。それは付け加えていただければと思います。

○委員長（佐藤栄一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今似たような感じなんですけどね、結局のところは所管課行って細かい話をやり取りも当然あるんで、その辺のところはあんまり縛りをいれなくて弾力的にという形にしといてもらわないとあまりにも四角四面の杓子定規になってしまうと、やりずらくなっちゃうというのあったりするんでその辺のところは配慮もお願いしておきたいなと思います。

○委員長（佐藤栄一） 以上のような御意見を加味しながら、まずたたき台をやっていただいてそれから進めていきたいと思いますというふうに思います。

それでは次、③の議会運営委員会の先進地調査ということで議題にしました。これは堀川係長のほうから説明ですかね。

堀川係長。

○庶務係長（堀川誠） 私のほうで説明させていただきます。今年度隔年で議会運営委員会と特別委員会で先進地調査をやっておりまして、今年度は議会運営委員会で先進地調査をする番で予算計上させていただいております。それで、行先のほうにつきましては、事前に委員長と副委員長を含めて議長等で調整をさせていただいた中で日程と場所についてある程度決めさせていただきました。日時につきましては年明け1月の29日から30日の一応2日間ということで相手のこともありますので、一応2日間を予定しております。場所につきましては、石川県加賀市ということでこちらのほう議会改革が大変進んでおりまして、早稲田大学のマニフェストのほうでもランキング一桁というところもございまして、こちらのほうに行くということで実は内々に打診をさせていただきました。加賀市さんにつきましては1月の30日であれば受け入れ可能だとお返事は内々にいただいております。対象といたしましては議会運営委員会の委員の皆さんということで議長、副議長も含んで合計10名ということで考えております。

一応2日間ございますので加賀市さん行ったついでにその周りの所を見るというのもありですし、今回は加賀市産だけで30日日帰りというパターンもありますので、そこら辺御協議いただければと思います。

○委員長（佐藤栄一） 係長からの報告のとおりなのですが、実は隣の白山市も非常に進んでいるのでこれなら1泊2日で両方見れるかなと思ったのですが、白山市のほうからは日程が合わないということを言われております。もう一度探るか、日帰りにするか、皆さん29日、30日両方とも日程大丈夫ですかね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 休憩します。

休憩 午後12時07分

再開 午後12時09分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。

議運の先進地調査については、29、30日、1泊2日で今後もう少し中身を詰めていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） では、よろしく申し上げます。

④市議会における賀詞決議についてを議題とします。これについては局長。

○事務局長（築田和志） それでは手元にですね、コピーをしてこなかったんですが令和元年、今年の10月21日付けで天皇陛下御即位新潟県奉祝委員会会長、これが福田勝之様という方なんですけども、その会長から市議会における賀詞決議のお願いということで文書が届いております。県内20市の状況なんですけども、20市中13市が9月議会で決議したところ、それから12月議会で決議をしますよといったところが13あります。ほかにですね、今後検討していきますということで、やるか、やらないかまだわからないというのが4市ほどあります。間違いなくやらないというところが1市、妙高市は今のところまだ諮っていないということでまだ未定ですよという回答をさせていただいております。ちなみに内容につきましては県議会でも決議されたということでその県議会で決議された内容の賀詞が参考までにその文書に付いてるんですけども、市民を代表して謹んで慶祝の意を表しますということで三、四行の言葉が書いてあるわけなんですけども、この件についてこの場でお諮りいただきたいなと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄一） どのようにやりましょうか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 三、四行なんだけどその中身はどうなってんのかなと。

○委員長（佐藤栄一） コピー配付しましょうか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） とりあえず読んでもらってでもなんですけども、提出の方法の関係もあってね、恐らく議運で審議すると議運のメンバーでという形になると思うんですけども、私たちは中身の問題についてね、あんまり騒ぎ立ててどうのこうのというのはやるべきではないという立場であったり、もし議運でって言ったときには全員の名前をとということになるんですけども、私はあえて反対してどうのこうのとやる、個人的にね、そこまでの気持ちもないけども、ただそこに名前を連ねるといのはちょっとなんで、もしやるのであればそのとき退席と言う対応を取るといような気でするので、その辺のところを御配慮いただきたいなと思います。

○委員長（佐藤栄一） まず、読み上げていただいて。

○事務局長（築田和志） 新潟県議会の賀詞の内容でございます。賀詞、天皇陛下におかせられましては、風薫るよき日に御即位なされましたことは、慶賀に絶えないところであります。天皇皇后両陛下が御清祥であられ、令和の時代が世界の平和と我が国の繁栄をもたらすものとなりますよう心からお祈り申し上げます。ここに新潟県議会は県民を代表して謹んで慶祝の意を表します。令和元年7月5日、新潟県議会という内容です。

○委員長（佐藤栄一） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 新潟県議会を出しているのであれば私たちもそこに含むという考え方にはならないんですね。やらなかったところの一つあるんですけども、なぜやらなかったというのがわかればいいんですけども、霜鳥委員のようなお考えの議会として決めてやらなかったということなのか、それとも特にやらなくてもいいでしょうということなのか、妙高市はどうか決めないといけないんでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 後段のほうだと思いますが、これから妙高市としてどっちにしても結論出していかなきゃいけないかなど。

渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 優柔不断と言われれば、優柔不断なんですけど、多くの議会がやっているのであればそれに従って、ほかとの摩擦というほどでもないですけども、考え方の問題だと思うんですけども、他議会がやられていて当市議会もそれに倣うというのも一つの案ではないかなと思っておりますので、行う方向でいかがでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） ほかに。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 国民の象徴ということで憲法で決まっています。一連の儀式の中でのお言葉でも国民に寄り添うということをおっしゃいます。そういったことを考え合わせればですね、一緒にいい国をつくっていきましょう趣旨を明らかにするのは賛同いたしますが、時代かかった言葉がみられる。風薫るなんてわざわざ言わなくてもそれは確か5月ころの話じゃないかと思うんですけど、もっと平易なですね、わかりやすい言葉で市民の気持ちを表すということであれば賛成したいと思います。

○委員長（佐藤栄一） 霜鳥委員。人それぞれ受け方はね、人それぞれだと思うんですね。今年は特にタイミング悪かったなと。台風被害がこれだけあって、19号だってこんな状況で、そこで金がどうのこうの、生活がどうのこうのとういう時期のさなかに式典諸々やってこられてるといいうのあたりして、さっき言ったみたいに考え方それぞれでもって、国民全てがそうだという方向でもないんで、今小嶋委員が言われたみたいに確かに憲法にそのように謳われているというそれはあるんですけども、こんな時期だからそういうものを出来るだけ控えめに国民生活云々と言う、もとのほうは一生に一度の式典だからそういうことをきちんとやるということなんだけども、国民の感情からしてというそういうものもそれなりに配慮してかんきゃいけないんじゃないのかなとそんな気持ちもあつたりしますんでね、どっちこっち100%という形じゃないんでね、それはそれぞれに尊重するというそのくらいなことなのかな。これやった場合には名簿付けて提出するんだよね。全協のなかでも報告して確認してということ

だと思っんですけども、そういう立場の中で先ほど言ったように居て賛成、反対っていうと波風立ちますんで、私は波風立てる気はないんで、そんなことです。

○委員長（佐藤栄一） 天野委員。

○天野委員（天野京子） すみません。平成のときのような対応をしたか教えていただけますか。

○委員長（佐藤栄一） やってると思います。たぶん。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 簡単に言うと平成のときにやって、令和でやらないはないと思うんです。ですので、平成のときにやってれば、その当時の皆さんが合意したということなので、妙高市のスタンスは、はっきりしてるわけですからおやりになるのがいいのかなと思います。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） 一応そういう御質問でるかなと思って確認はしたんですが、平成元年でするので合併前の17年前ですか、そのさらに17年前ということでそれぞれの市町村でどういう対応取られたかというのが残ってなくて、確認ちょっとできないですね。申し訳ございません。

○委員長（佐藤栄一） してるだろうな。ほかの御意見。阿部委員いかがですか。

○阿部委員（阿部幸夫） 今天野委員からもありましたけども、私自身は個人的にはやったほうがいいんじゃないかなとひとつのけじめとしてね。また新たな形としてそんな形を自分なりに考えてます。

○委員長（佐藤栄一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 13市が決定済みということですが、もちろん今年は非常に大変な年であったんですけども、新しい年になって、変わって、新たな気持ちで敬意を表して天皇にお言葉を添えるということは大事なと思う立場で賛成いたします。

○委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） これは何て言いますか、天皇制どうのこうのというものもありますけども、でも一つの例えば大正から昭和になる、昭和から平成になる、平成から令和になるということで一つの区切りということでそれぞれのその時点の国民なり、市議会の考え方も変わってきますけども、今回の象徴天皇については、今までよりも庶民感情と言いますかね、皇后陛下が純粋な庶民から成られているということで、非常に親近感がありますし、そういう皇室の制度に対してもやっぱり新しいということになっていくとおもいますので、我々はそれに対して期待感と言いますかね、新しい皇后さまの活躍の期待感ということもあると思うんで、一つ区切りとしてそれも含めて決議したほうがいいと思いますし、ただ今読まれたその文章でいいのかどうかは、先ほどのあるんですが、若干その辺の文章を変えた中で決議ということになれば、よりベターなものになると思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○委員長（佐藤栄一） たぶん風薫るってのは、令和になったときのことを言ってるんだよね。

[何事か呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 変更は別によろしいですよ。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） これはただ単に県議会で決議された内容の例ということで市町村にお配りしてるものですか、各市町村はこれと同じものでは恐らくないともいます。

○委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則）　そういうことであれば、今小嶋委員が言われたようにもう少し、庶民的な文章でわかりやすい、我々の気持ちがすんなり入るような文章をつくっていただいて、決議するというところでさせていただきたいと思います。

○委員長（佐藤栄一）　それでは委員の皆さんから、全員御意見を聞きました。大多数が出したほうがいいということでございますので、議運としては決議案を出していくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一）　つきましては、霜鳥委員より提出者のほうには名前を連ねないということでございますので、その面も皆さんの了解をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。提出者並びに賛同者につきましては、従来の慣例どおり議会運営委員会の委員長が提出者、賛同者が委員という形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一）　最後に文言ですが、また少し検討を加えた中で皆さん方にお示しをして、全協に諮っていききたいというふうに思ってます。そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一）　よろしくをお願いします。

5) その他

○委員長（佐藤栄一）　次、5) その他、議会基本条例に関する研修会ということでございます。これにつきましては書いてあるとおりなんですけど、小委員会これから次の議会改革を進めるに当たり基本条例をもう一度しっかり再確認、理解していただいた上で議会改革を進めたらどうかという意見があって、まず研修会やったらどうかということで一番長い私にやれということになったんですが、ここに佐藤委員長ほかと書いてあったんですが、いつの間にか「ほか」がなくなって、またみなさんと一緒に勉強しながらと思ってます。そのような形で研修会をやるということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一）　よろしくをお願いします。

ほかに何か皆さんのほうで御質問、御意見等ございますか。

高田委員。

○高田委員（高田保則）　今回特にそうだったんですが、定例会の前の議案の配付、8日前ということで申し合わせしてるんですが、今回たまたま祝祭日、土日祝祭日のあれになってるんですが、その場合ですね、議会事務局わざわざ土曜日、日曜日に出て来て、議案を配付するというのが議会としても改革の中の一つもありますし、働き方改革の最中ということの考えからすればその辺を若干検討したほうがいいんじゃないかと。土日祝祭日にあった場合の告示どうするか。その議案を告示日はとしても、議案の配付、資料の配布をどうするかということも我々はこれから変えていけなければいけないんじゃないかと思うんですが、きょうの結論は出ないと思いますのでこれからその辺の検討をしていかれたほうがいいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄一）　大変いい提案だと思います。従来は1週間前の告示でしたが、少しでも早くということで8日という形になっております。月曜日に告示だと必ず日曜日ということになりますが、例えば今度火曜日ということになっても今月曜日に非常に休みが多いとそれもなかなか対応できないというのもあるので、きょうこれは高田委員から提案していただいたので皆さん一旦持ち帰っていただいて、お考えいただいた中でまた結論なり出していきたいと思っております。働き方改革の中で日曜日これだけ出してもらって仕事してもらうのは非常に課題が多いので

はないかなというふうに思ってますのでよろしく願いをします。

ほかに何かございますか。

○委員長（佐藤栄一） なければ以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後12時26分